

# 要望・提言

全国市議会議長会は、地域公共交通の維持・確保問題に関する要望・提言を別記のとおり議決いたしましたので、政府及び国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

令和4年2月

全 国 市 議 会 議 長 会  
会 長 清 水 富 雄  
(横 浜 市 会 議 長)

全 国 市 議 会 議 長 会  
令和3年度  
「地域公共交通の維持・確保問題に関する特別委員会」  
委 員 長 和 久 田 哲 男  
(浜 松 市 議 会 議 長)

## 地域公共交通の維持・確保問題に関する要望・提言

地域公共交通は、住民の日常生活及び社会生活の基盤として、単なる移動の手段としてだけでなく、社会経済活動への積極的な参加に対し重要な役割を担っており、地域社会の維持・発展のために欠くことのできない存在である。

一方、急速な少子高齢化の進行と人口減少、生活様式の多様化など、社会経済情勢の変化により利用者が減少し、経営状況の悪化による路線の統廃合が相次ぐなど、多くの地域で事業の維持が困難な状況となりつつある。また、一昨年来の新型コロナウイルス感染症の数次にわたるまん延により、人流の抑制が求められたことに加え、不特定多数の乗客が利用する公共交通が敬遠される傾向もあったため、運送収入の減少が継続し、危機的な経営状況に拍車がかかっている。

こうした中、地方自治体は、事態の改善に向け、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に示されるとおり主体的な取組に努めているところであるが、経営状況の改善や計画の立案・運用などの分野において、支援措置の更なる拡充が必要な状況にある。

よって、本特別委員会は、地域公共交通の維持・確保問題の解決に向け、国に対し下記の事項について強く要望する。

### 記

#### 1 自治体及び事業者に対する支援措置

##### (1) 特別交付税措置の拡充

地域公共交通の維持に係る地方自治体の財政負担は、年々増加傾向にあることから、地域公共交通の確保に関する特別交付税措置について、更なる拡充を図ること。

##### (2) 事業者に対する支援措置の拡充

地域公共交通事業者が担っている運行経費への支援を拡充するなどにより、事業者の経営に対する財政支援の拡充を図ること。

また、運行の担い手である運転手の高齢化が進み、退職後の人員補充に苦慮している地域が多いことから、運転手の確保・育成に対する支援強化の取組を全国規模で早急に推進すること。

### (3) 地域公共交通確保維持改善事業の拡充強化

「地域公共交通確保維持改善事業」については、必要十分な補助額の交付が可能となるよう、予算総額を確保するとともに、補助適用時期の見直しや補助要件の緩和・拡大(LRT 接続路線を含む)により、現状に応じ柔軟に対応できるようにすること。

また、「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」及び「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」について、地域の実情に応じた算出額となるよう、補助ブロックごとに定める標準経常費用や地域区分の枠組みの見直しを行うこと。

## 2 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応

### (1) 路線維持と事業継続に向けた支援の強化

新型コロナウイルス感染症の影響による大幅な輸送需要の減少で存続の危機に瀕している公共交通事業者に対し、エッセンシャルサービスとしての事業継続確保とその活性化に向け、政策手段の総動員による強力な支援を行うこと。

### (2) 交通事業者に対する支援措置の拡充

新型コロナウイルス感染症の影響で、地域公共交通を支える様々な事業者が深刻な経営危機に直面していることから、事業者とそれを支える自治体に対する財政措置などの支援を拡充すること。

また、採算部門である貸切・高速バスの運行数が激減するなどにより、バス事業者の多くが深刻な経営危機に陥っていることを踏まえ、路線バス事業者への補助事業に対する要件緩和等の見直しを行うことにより、国庫補助制度の改善を行うこと。

### (3) 財政支援の継続と広域的支援体制の構築

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況であることから、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」については、必要十分な額を確保すると共に、減収分の補填などによる財政支援を今後も継続すること。

また、広域交通ネットワークを担う事業者に対する支援を拡充し、地域の実情に応じた柔軟な運用が可能となるよう必要な措置を講ずるとともに、国や都道府県を主体とする積極的な支援の枠組みを構築すること。

#### **(4) 利用促進・需要創出に向けた取組に対する支援措置**

地域公共交通事業者とそれを支える自治体によるポストコロナ禍も見据えた利用促進・需要創出に向けた取組に対し、十分な支援措置を講じること。

### **3 計画の立案・運用に対する支援措置**

#### **(1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく取組に対する支援措置の拡充**

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく取組について、専門的知見に基づく助言や、先進事例・効果的活用事例の情報提供など、各種支援措置の充実強化を図ること。また、同法に基づく「地域公共交通計画」の策定及び進行管理に係る費用について、財政支援の更なる拡充を図ること。

#### **(2) 新モビリティサービス導入に対する支援措置の拡充**

「新モビリティサービス事業計画」の策定にあたっては、広域的な視点での取組が必要となることから、都道府県が主体となって進められるような枠組みの構築と、そのことに対する必要な財政支援措置を講じること。

また、ICT 技術導入も含めた先進事例の情報提供や、専門的知見に基づく支援などを積極的に行うこと。

#### **(3) 事業継続計画（BCP）策定に対する支援措置**

近年、自然災害が多発する中で、地域公共交通事業を安定的に行う観点から、事業者が作成する事業継続計画（BCP）に対する支援措置の充実を図ること。

なお、本特別委員会は、地域公共交通の維持・確保問題について調査研究した結果として、地域における取組のあり方や、地方議会の果たす役割などについて、下記の事項が重要であると提言する。

## 記

### 1 地域における主体的取組等の必要性と体制整備のあり方

地域公共交通の活性化及び再生に向けては、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」にも示されるとおり、地域における主体的な取組と創意工夫を行っていく必要がある。

なお、その際の具体的道筋を示す「地域公共交通計画」の策定にあたっては、まずは地域のあらゆる交通資源の総合的な利活用を目指し、不足する部分を新たな交通システムにより補完することでネットワークを構築するとともに、それらを地域全体で支える体制を整備することが重要である。

### 2 地方議会の担う責任と議会構成員の役割

地方自治体が主体となる公共交通施策の実施にあたっては、予算案や条例案の審議において地方議会の担う責任が極めて大きなものとなることから、議会の構成員は、議論の経緯やその結果について理解を深めるとともに、関係各方面とのコミュニケーションの円滑化に努め、施策の方向性について協働して検討を行っていくことが重要である。

### 3 地域事情を踏まえた事例導入と専門的知見の積極的活用

地域公共交通は、地域毎の特性、住民ニーズ、政策課題などにより、求められるあり方が大きく異なってくる。そのため、他地域における成功事例の実現プロセスをそのまま当てはめるのではなく、自らの地域事情に置き換えて考える視点を持ち、現場の実情を踏まえた議論を行うことが重要である。また、そのうえで、地域公共交通システム構築の際に必要な技術的な部分については、現場経験豊富な専門家の知見を積極的に活用するべきである。

#### **4 利用者目線に基づく議論と補助制度の適切な利活用**

地域公共交通の検討にあたっては、実際に交通機関を利用することで現場の状況を理解し、予断を持たず利用者目線で考える視点を持って議論に臨む必要がある。そのうえで、地方議会の構成員は、国の補助制度について理解を深めるとともに、制度を適切に利用した検討が行われるよう働きかけることが重要である。

#### **5 総合的なまちづくり対策による地域全体の改善に向けた検討**

地域公共交通は、状況に応じ求められる姿が変化し続ける「地域課題の縮図」であることから、検討過程において、交通以外の分野も含む「行政課題の全体像」を明確にし、総合的なまちづくり対策に結び付けることで、地域全体の改善を図っていくことが重要である。

#### **6 地域全体への当事者意識の醸成と関係者の行動連携**

地域公共交通施策を持続的かつ効果的に進めていくためには、現場で働く「担い手」の確保に加え、様々な利害関係者間の相互調整が必要不可欠である。その結果を踏まえ、地域全体への当事者意識の醸成と地域に相応しい公共交通の在り方が育まれるよう、全ての関係者が連携して行動していくことが重要である。

#### **7 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた利用促進と需要創出への取組**

新型コロナウイルス感染症により利用者が減少した地域公共交通の利用促進と需要創出に向けた取組として、事業者及びそれを支える自治体は、ポストコロナ禍も見据え、IT やマーケティング手法などを取り入れた PDCA サイクルを確立することにより「ライフスタイル提案産業」への転換に努めるべきである。